

## 陶祖800年祭 実行委員会規約

### (総 則)

第1条 この委員会の名称は、陶祖800年祭実行委員会（以下、「委員会」という。）とし、関係機関で構成する。

### (目 的)

第2条 委員会は、陶祖である加藤四郎左衛門景正の生誕800年を記念し、その偉業を広く紹介する記念事業等を実施することで、陶都瀬戸の再発見と発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 記念事業の企画立案及び実施
- (2) その他、目的を達成するために必要な事業

### (組 織)

第4条 委員会の委員は、別表に掲げる者で組織する。

### (役 員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 監 事 2名

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員の中から委員長が任命する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の場合はその職務を代行する。

5 監事は、会計に関する一切の事務を監査する。

### (会 議)

第6条 会議は必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長を務める。

### (任 期)

第7条 委員の任期は、委員会の事業の終了までとする。

### (顧 問)

第8条 委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、必要に応じ委員長の諮問に応えるものとする。

### (作業部会)

第9条 委員会に作業部会を置くことができる。

### (事務局)

第10条 委員会の事務局は、瀬戸市交流活力部文化課に置く。

### (事務局)

第11条 委員会の経費は、負担金、補助金、助成金、協賛金、その他の収入をもって充てる。

### (その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

### 付 則

1 この規約は、平成23年8月10日から施行する。

2 この規約は、事業の終了時にその効力を失う。